

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

第3条2項中「稲沢市市長公室長、」の後に「稲沢市総務部長、」を「祖父江町総務部長、」の後に「祖父江町合併推進局長」を加える。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

